

平成 19 年 2 月 26 日

各 位

会社名 アンジェス MG株式会社  
代表者 代表取締役社長 山田 英  
(コード番号 4563 東証マザーズ)  
問い合わせ先:  
取締役管理本部長 中塚 琢磨  
電話番号: 03-5730-2753

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関し、下記のとおり、平成 19 年 3 月 30 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 会社法に基づき、当社に必要な規定の新設及び規定の加除・修正等の変更を行うものです。
- ① 会社法施行に伴い、定款に定めのあるとみなされる事項を定めるものです。
    - ・ 取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の規定（変更案第4条）
    - ・ 株券を発行する旨の規定（変更案第7条）
    - ・ 株主名簿管理人を置く旨の規定（変更案第9条）
  - ② 株主総会参考書類等をインターネットによる開示により、みなし提供を可能とするよう定めるものです。（変更案第 15 条）
  - ③ 株主総会における代理人資格を明確にするため変更を行うものです。（変更案第 17 条）
  - ④ その他、規定の整備、条文・用語の修正等の所要の変更を行うものです。
- (2) 公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものです。（変更案第5条）
- (3) 当社の業務、財産の状況その他の事情に対応して、機動的に自己の株式の取得を行うことができるよう必要な規定の新設を行うものです。（変更案第8条）
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更を行うものです。

#### 2. 日 程

- ・定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 30 日(金曜日)
- ・定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 30 日(金曜日)

#### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第1条(商号)<br/>当社は、アンジェス MG株式会社と称し、英文では、AnGes MG,Inc.と表示する。</p> <p>第2条(目的)<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 遺伝子治療医薬品に関する研究開発・製造・輸出入及び販売</li><li>2 医薬品に関する研究開発</li><li>3 医薬品に関する輸出入及び販売</li><li>4 医薬品の製造に関する技術指導サービス及びその受託製造</li><li>5 上記各号に附帯関連する一切の業務</li></ol> <p>第3条(本店所在地)<br/>当社の本店は、大阪府茨木市に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第4条(公告の方法)<br/>当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条(発行する株式の総数)<br/>当社の発行可能株式総数は、370,464 株とする。</p> | <p>第1条(商号)<br/>(現行どおり)</p> <p>第2条(目的)<br/>(現行どおり)</p> <p>第3条(本店の所在地)<br/>(現行どおり)</p> <p>第4条(機関)<br/><u>当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 <u>取締役会</u></li><li>2 <u>監査役</u></li><li>3 <u>監査役会</u></li><li>4 <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条(公告方法)<br/>当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条(発行可能株式総数)<br/>当社の発行可能株式総数は、370,464 株とする。</p> |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条(名義書換代理人)<br/>         当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第7条(株式取扱規則)<br/>         当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、端株原簿への記載又は記録、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、端株の買取り</u>その他株式及び端株に関する請求、届出の<u>手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第8条(基準日)<br/> <u>当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>(2) <u>前項並びに本定款に定めあるもののほか、必要ある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ</u></p> | <p>第7条(株券の発行)<br/> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得)<br/> <u>当社は、会社法第 165 条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条(株主名簿管理人)<br/>         当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>(2) <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 10 条(株式取扱規則)<br/>         当社の株券の種類、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p><u>公告して臨時に基準日を定めることが出来る。</u></p> <p>第9条(招集)<br/>         当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第10条(株主総会の開催場所)<br/>         当社の株主総会は、本店又はその隣接地もしくは大阪府豊中市、東京都港区又はその隣接地において開催する。</p> <p>第11条(議長)<br/>         株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> | <p>第11条(招集)<br/>         当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>第12条(定時株主総会の基準日)<br/> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u><br/> <u>(2) 当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第13条(株主総会の開催場所)<br/>         (現行どおり)</p> <p>第14条(議長)<br/>         (現行どおり)</p> <p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第 12 条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(2) 商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>第 13 条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、<u>他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>株主は、前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。</u></p> <p>第 14 条(株主総会の議事録)</p> <p><u>株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。</u></p> <p>(2) <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第 15 条(取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第 16 条(取締役の選任)</p> <p><u>当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第 16 条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(2) <u>会社法第 309 条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 17 条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条(取締役の員数)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 19 条(取締役の選任方法)</p> <p><u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>(2) <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第 17 条(取締役の任期)<br/> <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> (2) 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第 18 条(取締役会の招集及び議長)<br/> 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。<br/> (2) 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 19 条(取締役会の決議方法)<br/> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第 20 条(取締役会の議事録)<br/> <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印する。</u><br/> (2) <u>取締役会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>第 21 条(取締役会の決議の省略)<br/> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものと見なす。ただし、監査役が異議を述べた</p> | <p>(3) <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第 20 条(取締役の任期)<br/> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> (2) 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 21 条(取締役会の招集権者及び議長)<br/> (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 22 条(取締役会の決議の方法)<br/> 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>第 23 条(取締役会の決議の省略)<br/> 当社は、<u>取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によ</p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>ときはこの限りでない。</p> <p>第 22 条(代表取締役及び役付取締役)<br/>取締役会の決議により、取締役の中から、若干名の代表取締役を<u>選任</u>する。</p> <p>(2) 取締役会の決議により、代表取締役の中から、社長を<u>選任</u>する。</p> <p>(3) 必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から、会長1名及び、副社長、専務、常務の役付取締役を各々若干名<u>選任</u>する。</p> <p>第 23 条(業務執行)<br/>代表取締役社長は、当会社の業務を統轄し、各取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>(2) 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</p> <p>第 24 条(取締役会規則)<br/>取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第 25 条(報酬及び退職慰労金)<br/>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条(監査役の数)<br/>当会社の監査役は、5名以内とする。</p> | <p>り同意したときは、当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものと見なす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 24 条(代表取締役及び役付取締役)<br/>取締役会の決議により、取締役の中から、若干名の代表取締役を<u>選定</u>する。</p> <p>(2) 取締役会の決議により、代表取締役の中から、社長を<u>選定</u>する。</p> <p>(3) 必要に応じて、取締役会の決議により、取締役の中から、会長1名及び、副社長、専務、常務の役付取締役を各々若干名<u>選定</u>する。</p> <p>第 25 条(業務執行)<br/>(現行どおり)</p> <p>第 26 条(取締役会規則)<br/>(現行どおり)</p> <p>第 27 条(取締役の報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条(監査役の数)<br/>(現行どおり)</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第 27 条(監査役の選任方法)<br/> <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>第 28 条(監査役の任期)<br/> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。<br/> (2) 補欠で選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>第 29 条(常勤監査役)<br/> <u>監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p> <p>第 30 条(監査役会の招集)<br/> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 31 条(監査役会の決議方法)<br/> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第 32 条(監査役会の議事録)<br/> <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印する。</u></p> <p>第 33 条(監査役会規則)<br/> 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> | <p>第 29 条(監査役の選任方法)<br/> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> (2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 30 条(監査役の任期)<br/> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> (2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第 31 条(常勤の監査役)<br/> <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 32 条(監査役会の招集)<br/> (現行どおり)</p> <p>第 33 条(監査役会の決議の方法)<br/> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 34 条(監査役会規則)<br/> (現行どおり)</p> |



| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>第 34 条(報酬および退職慰労金)<br/> <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 35 条(営業年度)<br/> <u>当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>第 36 条(利益配当金)<br/> <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者、及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p>第 37 条(中間配当金)<br/> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者、及び毎年6月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第 38 条(除斥期間)<br/> <u>利益配当金及び前条の中間配当金は、その支払提供の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u><br/> (新設)</p> | <p>第 35 条(監査役報酬等)<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 36 条(事業年度)<br/> <u>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>第 37 条(期末配当金)<br/> <u>当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>第 38 条(中間配当金)<br/> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>第 39 条(期末配当金等の除斥期間)<br/> <u>期末配当金及び中間配当金は、その支払提供の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>(2) 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> |

以上